

高村武幸 著

秦漢簡牘史料研究

柿 沼 陽 平

本書は、戰國秦漢時代の簡牘史料研究に造詣の深い高村武幸氏による二冊目の専門書である。高村氏は前著『漢代の地方官吏と地域社會』（汲古書院、二〇〇八年）を刊行されたのち、二〇〇八年に三重大學人文學部文化學科に着任され、二〇一四年四月に母校明治大學に着任された。そのあいだにも續々と簡牘關聯の研究成果を出しており、研究・教育の両面で現在活躍中の人物のひとりといってよい。

その研究は、簡牘の史料的性格に對する検討をつみかさね、そこから戰國秦漢時代の歴史の一端を明らかにしてゆくというもので、その特徴は前著と本書の雙方に顯著にあらわれている。とくに本書は秦漢時代の簡牘史料のなかでも書信類に焦點をあて、その史料としての性格と價值を闡明したものであり、簡牘學の専門家の面目躍如たる書籍である。二十世紀以來、中國では陸續と簡牘・帛書などがみつかり、簡牘を史料として活用することは現在學界全體で常識となりつつあるが、簡牘の文章内容のみならず、そのモノとしての側面にまで検討を加え、簡牘の史料的性格を徹底的に追求せんとする研究は近年ようやく注目されつつあるものである。本書はその一翼を擔う重要な一書である。

もつとも、本書の内容は専門的で、評者がそれを完全に理解できているかといえば、正直心許ない。評者自身は中國古代貨幣經濟史の實態解明のために傳世文獻と簡牘史料の雙方を活用した經驗があり、そのさいに簡牘の出土背景・形状

等々を熟知しておくことが研究の基礎になることは重々承知しているつもりであるが、それでも高村氏ほどに簡牘そのものにこだわってきたかといえは内心忸怩たるものがある。よって本書の細部にわたる評價に關しては、高村氏と研究の方向性を同じくする専門家の方々に素直に委ねたい。ただし評者が一九八〇年生まれで、一九七二年生まれの高村氏の背中を後ろでつねに見續けてきたことは事實であり、今後も簡牘學に携わる者のひとりとして本書を看過することはできない。本書の精華を自らの血肉とするためにも、評者自身ここで高村氏の研究に向き合う必要を感じ、また本書の内容をより多くの目に觸れさせる一助になればとも思い、筆を執ることにした。まずは本書の概略を評者なりにまとめ、その後、高村氏の胸を借りる形でいささかの卑見を提示したい。

まずは本書の章立てをしめしておく。

序章

本編

第一章 漢代文書行政における書信の位置附け

第二章 前漢後半期の書信簡牘の分類と検討 —— 書信簡牘試論 ——

第三章 後漢代の公文書と書信

第四章 中國古代文書行政における書信利用の濫觴

第五章 秦・漢時代地方行政における意思決定過程

附編

第一章 簡牘の再利用 —— 居延漢簡を中心に ——

第二章 秦・漢時代の牘について

第三章 中國古代簡牘の分類について

結語

参考文献リスト

本書は本編と附編に大別される。以下各章の内容を概観する。

序章。近年の簡牘史料研究の發展を挙げたうえで、①簡牘史料の内容による利用の偏り、②簡牘の文字情報のみを利用する偏り、③簡牘の分類、という三點を課題として指摘し、本書の主題を次のように設定する。第一に、從來公文書や簿籍中心と考えられてきた簡牘史料群に相當量の書信が含まれる點をふまえ、書信類簡牘の研究を行なう。第二に、簡牘の考古學資料としての側面を検討する。第三に、簡牘の新たな分類を行なう。このうち第一の論考は本編に、第二・第三の論考は附編に配される。なお後者（附編の論考）はあくまでも讀者の御批正を得て次に進むための中間報告として位置付けられている。

第一章。簡牘中の書信のなかに、官吏の公務に關わる内容が記される例がある。漢簡の書信の多くは官府遺跡出土で、發信者・受信者は官吏やその關係者の場合が多く、書信と行政との關係は看過できない。また逆に、公文書風でありながら、書信の定型語句をふくむ例もある。そこで漢代文書行政における書信の位置付けを検討すべく、書信の書式を確認すると、勞幹・陳直の研究をふまえた鵜飼昌男の研究と、東牌樓漢簡に基づく馬怡の研究がある。鵜飼氏の書信の書式に關する研究をふまえると、敦煌・居延漢簡のなかから公務關聯の内容をもつ比較的完整な書信簡を一九例抽出できる。そのなかには「記」とよばれる文書も含まれ、從來「書信としての記」と「下行文書としての記」に大別されてきたが、實際には兩者は嚴密に區別できない。むしろ「官告」形式の「記」は長官の指示として頻繁に發信され、書式の簡略化・定型化が進んだもので、公務關聯の内容を持つ書信（公文書的書信）とよぶべきである。ここからもわかるように、書信のなかには「公文書的書信」とよぶべきものが存在し、それは、通常の公文書では扱えない（例：自言書の根回しや官有品の辨償方法の相談）、扱っては都合が悪い（例：内々の處分や諫言、意見具申）、または扱う段階には至らない（例：官府内での長官

と直屬の屬吏間でのやりとり」といった事柄を處理するさいに利用された。書信が本來持つている私的な意思の傳達という非公式的性格を、行政の柔軟な運用に應用したものと考えられる。

第二章。書信全體を檢討対象とすると、書信の書式・語句・内容は多様で、使用場面等で使い分けられていたとみられる。そこで、明器（副葬品）でなく、公文書や簿籍類など多様な簡牘と渾淆した状態で出土し、各種簡牘との關係を念頭に置いた研究の対象とされ、古文書學的研究がすでに最も進んだ史料である敦煌・居延漢簡の書信簡をみると、典型的な書信（明らかに私的な用件を傳達している文書）の特徴として次の五點が擧げられる。

- ① 書信用語（の可能性が高い語句）が含まれる（例：叩頭、白、再拜、母恙、幸甚など）。
- ② 書信の書式をもつ（例：協附を用いる、受信者の前で改行を行なうなど）。
- ③ 受信者名の表記が公文書や簿籍類のそれと異なる（例：字を用いる、姓に卿などの敬稱を附したり官職を附したりする）。
- ④ 字體が謹直でない。

⑤ 以上の書式や用語の組み合わせや出現頻度は様々ゆえ、書信という性質が受信者にわかりさえすればそれでよい。以上五點をふまえて關聯簡牘を収集・分類すると、前漢後半期の人々が書信・公文書を適宜使い分けていた情景が浮ぶ。三者は異なる種類の文書とはいえ、聯續する一面ももつ。書信は、公文書と同じく古文書學の意味での文書（甲から乙に對して甲の意思を表明するために作成された意思表示手段）で、兩者は一定の書式や定型句を有した。兩者を分かつ鍵は、書信が非公式性（個人的・私的な意思の表明という性質）を帯びる點にあるが、それでは書信と公文書的書信（個人的・私的形式によって公的事柄に關する意思表示をするもの）を區別しにくい。そこで本書は次の定義をとる。

公文書…『公的權威もしくは權力の元に公的なものとして行なわれた意思表示』という形式をとる意思表示手段。

書信（公文書的書信を含む）…『公的權威もしくは公的權力の元に公的なものとして行なわれた意思表示ではない』という

形式をとる意思表示手段。

そして書信のなかでも公文書同様の效力を發揮すると期待されるものが公文書的書信ということになる。

第三章。居延漢簡・五一廣場漢簡・東牌樓漢簡を用い、前漢後半期～後漢初の公文書的書信がその後どのように變化し、公文書の變化といかに關係したかを検討する。それによれば、後漢初期に「叩頭死罪」等の書信用語をふくむ冊書（本來公式性が高い）が出現する。かような文書は、非公式で丁寧な表現を用いる點で、官吏の辯明等にさいして書式や語句等の型式面で融通が利かず公式のことと受け取られかねない公文書よりも好まれた。その日常的使用に伴い、書信用語は徐々に公文書に浸透していった。現に五一廣場漢簡（後九〇～一二二年の紀年をもち、臨湘縣廷で發受信された文書）には「公文書の要素が極めて強いものの書信的要素がみられるもの」や「前漢後半期の通常書信型式に近いが、やや書式が統一化されていると思われるもの」が含まれる。さらに後漢末の長沙郡でも、前漢後半期の張掖郡や敦煌郡と同様、公文書と公文書的書信による行政が實施された。要するに、公文書のみでは行政運営に圓滑さを缺くため、河西四郡でも長江中流域でも二世紀餘に渡って公文書的書信は必要とされつづけたのである。そして前漢後半期の公文書的書信のうち、「某告」形式の記・「白事簡」・「奏事簡」・冊書を用いた辯明書の類などはしだいに公文書と認識されていった。おそらく前漢後半期の縣廷で民政關係實務を司る列曹（卒史や令史などの就く二次的等級）が充實し、郡でもそれに對應する列曹が形成され、後漢期に列曹の組織・機能が強化され、郡と縣の屬吏機構間に有機的關聯が生まれ、そのなかで列曹の發信・受信しやすい公文書的書信の使用が増え、その常態化が公文書的書信の公文書化をもたらしたと考えられる。

第四章。公文書的書信の起源はいつか。もとより「文書行政そのものは律令の整備に對應する形で前四世紀末ごろに本格的に開始」され、「ある程度廣域の行政にも對應する文書行政制度となったのが前三世紀中期ごろ」であり、その過程で公文書の書式は定まってゆき（例・睡虎地秦簡「封診式」）、それにそぐわぬ事案が書信の形で處理されるようになっていった。戰國時代の縣令・丞と直屬屬吏は集團で、一人の人格を形成し、内部では口頭で指示や報告がなされ、せいぜい聯絡メモを交わす程度であったが、こうした状況は「文書行政の發展度や習熟度」に應じて變化し、かくて公文書の書

信が萌芽した。

第五章。従来の公文書に関する諸研究は中央政府の決定事項の傳達過程を明らかにした。だが詔書以外の公文書の「決定事項」がいかに決定されたのかという意思決定過程はなお判然としない。そこで「郡縣を中心に、秦漢時代の地方官府でどのようにして地方行政上の意思決定がなされるのか、またその際には文書が用いられるのかどうか、用いられるとすればどのような文書か、またそうした状況が生ずるにはどのような背景があったのか」を検討する。そこで里耶秦簡の公文書を見ると、秦代の縣行政運営ではルーティンワークや規定・指示通りに実施すればよい業務が多く、縣や諸官が独自の意思決定をすべき業務は少なかった。後者の業務の中核は裁判・人事・隸下官府の指揮監督（とりわけ裁判關係業務）で、おもに複數官吏による會議が開かれ、結論がまとめれば縣の意思とされ、そうでなければ奏讞して郡の判斷が求められた。當初、各官吏の意見表明は口頭でなされていたが、しだいに簡易文書がやりとりされるようになり、前漢後半期には長官直屬屬吏と長官のあいだでもそうした文書がやりとりされた（＝公文書的書信）。公文書的書信所見の「白」字簡は口頭で申し上げる意で、「地方官府の中で複數の官吏による直接會話、音聲會話による行政上の意思決定過程の痕跡」と解される。

附編第一章。一九三〇年代居延漢簡の實見結果をふまえ、簡牘の「一生」をたどる。まず縣級官府（候官・都官含む）で消費される簡牘はふつう當該官府が原材料の調達から加工製作までを行ない、原材料や加工品は購入されることもあった。簡牘の製作には官府管理下の勞働力（漢代邊境では戍卒、里耶秦簡では刑徒）が用いられた。簡牘製作の勞働力がない末端行政機構には、縣級官府の製作した簡牘が供給された。一方、簡牘の再利用に關しては、一次使用時の書寫内容を削り落とし、再度書寫材料とする場合がありうる。かかる「再生簡牘」は現存しないが、その傍證として削衣（削りくず）が現存する。このほかに、未削衣の使用済簡牘のなかにはそのまま別の場所（烽燧など）に運ばれるものもあり、それが異處簡（記載内容からいえば本來出土するはずのない遺跡から出土する簡牘）である。使用済簡牘の一部は燃料とされ、現に居

延漢簡には焼け焦げたものが残る。使用済簡牘を斜めに切断し、斜め切断部を少し焦がして鋭角な部分を適度に落としたものも相當數あり、籌木・廁籌簡（排便の後に拭う道具。現在のトイレトペーパー）の可能性が高い。また少數ながら木製品として再利用されたものもあった（逆に破損した木製品に適宜字を記した例もある）。券書や封泥匣のように別途検討を要する例もあるが、基本的には簡牘の「一生」は以上のとおりであった。

附編第二章。「人々が多様な場面や用途に應じて多様な簡牘を使い分けていた實態」をふまえ、とくに秦漢時代の木牘・竹牘と冊書の用途を検討する。牘は、従来幅廣の木札と解されてきたが、當時の語義として正確でなく、むしろ「三行以上にわたって文字が書寫されているか、書寫されることを前提としていると考えられる簡」と定義される。牘は、①公文書類（公文書の模倣たる告地策も含む）、②書信類、③簿籍類（公務と無関係のものも含む）、④書籍類に用いられ、用途は時代ごとに變化した。牘は本来「簡便な冊書（札や兩行の簡よりなる）」で、公文書の性格の強い冊書よりも格が低く、書信などに用いられた。だが文書行政の擴大とともに、簡便な牘の用途は廣がり、秦代には「牘と冊書が混在する公文書の時代Ⅱ牘の公文書と書信が混在する時代」となった。だが前漢中期以降に牘は公文書とされなくなり（公文書の書信の例は残る）、冊書も用途が變わり、公文書だけでなく、公文書の書信（草稿用・非公的な札で構成された冊書に、書信用語をまじえつつ、公文書に似た書式で記された文書）とされるようになり、格式・公式性・高き冊書を用いて上級機關や上官に敬意を表する目的で使用された。

附編第三章。簡牘の性質や形状をどう把握するかは基礎的史料批判の作業である。研究者間で相互に議論を積み重ねるにはその共通言語として簡牘史料全體を見渡すための全體的分類が必要である。そこで「様々な面で曖昧さを包含する古典的簡牘名稱とそれを用いた分類とは別に、形状と機能とを可能な限り分かち、多様な簡牘を包攝し得る分類」を試みた。以上が評者よりみた本書の概略である。一見してわかるとおり、本書は高い専門性を帯びている。また本書は、本編で書信簡を、附編で他の論題を検討する形をとっており、前者はほぼ三分の二、後者はほぼ三分の一の分量を占め、必ずし

も内容的にすべてが直列につながっているわけではない。前者の考察も、「結語」で高村氏自身認めているように、時代順に検討が進められているわけではない。その意味で本書は、「結語」で話が總括されているとはいえず、一冊の読み物として體系化されたものというよりも、單行の既出論文をゆるやかにまとめたものと解せる。加えて高村氏は、關聯分野の諸研究をむやみに引用せず、堅實に實證を積み重ねんとしているが、それがかえって他分野の研究者に敷居の高さを感じしめるかもしれない。とはいえず、ひとたび本書をひもといてゆくと、実際には難解な簡牘史料の平易な日本語譯が附されるなどの細かい配慮に氣づくばかりでなく、なによりもその内容の面白さに思い至ることになる。またそのなかには、今後中國史を研究するさいに看過し得ぬ重要な論點が複數含まれている。そこでつぎに評者なりに、本書をより廣い學說史のなかに位置づけてみたい。

第一。本書は、簡牘のモノとしての側面にスポットをあて、簡牘の出土状況や形状の意味を考え、考古學的文脈をも見据えながら簡牘のありようを検討せんとした點に特徴がある。もとより我が國では森鹿三氏の居延漢簡研究グループに端を発する簡牘研究の發展史があり、冊書の復元を通じて壯大な歴史像を描き出した大庭脩氏や、居延漢簡をきめ細かく分類して斷簡零墨も生かした永田英正氏の研究などを經、現在までに三千以上の書籍や論文が編まれている。なかでも上述の興味關心に基づき、簡牘の形状の意義に注目した研究として、高村氏も參考文獻として引用しているように、すでに富谷至『文書行政の漢帝國』（名古屋大學出版會、二〇一〇年）や粂山明『秦漢出土文字史料の研究』（創文社、二〇一五年）などの單著、あるいは角谷常子編『東アジア木簡學のために』（汲古書院、二〇一四年）や粂山明・佐藤信編『文獻と遺物の境界Ⅱ——中國出土簡牘史料の生態的研究』（東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇一四年）所收の論文などがある。これは、現地で簡牘を實見し、その形状を逐一確認する作業を基礎とするもので、本書も同様の手法に基づく重要な指摘を含む。かかる觀點に基づく簡牘の分類は高村氏自身のべるように現在進行中の試みで、今後のさらなる進展に期待が集まる。たとえば附編第一章で、簡牘の製作過程を検討した際に橋本繁『韓國古代木簡の研究』（吉川弘文館、二〇

一四年)など、削衣を検討した際に東野治之「平城宮出土木簡所見の文選李善注」(『萬葉』第七六號、一九七一年)以降の日本木簡學の成果などにふみこみ、世界の簡牘學における位置付けをご教示いただけると、より本書の描く歴史像も明瞭になったのではないか。

第二。本書本編の重點は、秦漢簡牘中で従来比較的輕視されてきた書信類の史料的人格を闡明し、その書式や内容をしめしたことにある。これは、後代の書儀(手紙の模範文例集)に關する諸研究にもつながる。趙和平『敦煌寫本書儀研究』(新文豐出版、一九九三年)、周一良・趙和平『唐五代書儀研究』(中國社會科學出版社、一九九五年)、趙和平『敦煌表狀箋啓書儀輯校』(江蘇古籍出版社、一九九七年)、吳麗娛『唐禮撰遺中古書儀研究』(商務印書館、二〇〇二年)、張小豔『敦煌書儀語言研究』(商務印書館、二〇〇七年)などが著名なほか、最近では山本孝子「唐五代時期書信的物質形狀與禮儀」(『敦煌學』第三一輯、二〇一五年)などに注目される(後述)。

第三。鵜飼昌男氏や馬怡氏の先驅的研究をふまえた高村氏による書信類の意譯は、當時の人びとの息吹を感じさせる。前著と同じく、高村氏の研究成果は日常史の研究としても興味深く讀める。とくに公文書的書信の存在を指摘したうえで、官吏同士の任侠的結合や、門生故吏關係にも連なるがごとき役人同士の「表面化しないつながり」とでもいうべきものを論じている點は面白い。かつて永田英正氏が上計制度の底邊を突き止めた點をもじって、高村氏は役人同士の情義的關係の物質的底邊の一端に舐れたといつてはいいすぎであろうか。ちなみに評者自身は近年、『中國古代の貨幣…お金をめぐる人びとと暮らし』(吉川弘文館、二〇一五年)や『つながりの歴史學』(北樹出版、二〇一五年)で中國古代の人びとのつながりのありように注目すべきことを説いているが、書信はその格好の研究素材のひとつを提供するものとも解せる。

第四。本書本編(秦漢簡牘の書信類に關する研究)を、より廣い書信史ともいべき學說史のなかに位置づけてみると、書信を主題とした平易な單著としてすでに、戰國秦漢代書信に關しては佐藤武敏『中國古代書簡集』(講談社、二〇〇六年)、清代書信に關しては岡田英弘『康熙帝の手紙』(藤原書店、二〇一三年「一九七九年初出」)や Daniel Z. Kadar. 2011.

Historical Chinese Letter Writing. London & NY: Continuum などがあつた。また書信の形状・書式に關する專論としては、中國で馬怡氏らが研究を繼續してゐるほか、最近では書信通史を論じた研究書の Antje Richter. 2013. *Letters & Epistolary Culture in Early Medieval China*. Seattle & London: University of Washington Press & Antje Richter. ed. 2015. *A History of Chinese Letters and Epistolary Culture*. Leiden & Boston: Brill が刊行された（その内容は本書と近接しており、言及が欲しかった）。このように中國書信史研究は近年急速に盛んになりつつあるテーマで、本書もこの流れに棹さすものである。もとより簡牘研究は一種のニッチ産業的側面があり、後學の多くは先學の未着手のテーマを探して日々研究をせざるをえないのであるが、そのなかで書信類簡牘にも、律令類・書籍類・簿籍類・遺策類などの研究に續き、ようやく光が當たつてきたということなのであろう。

第五。本書で闡明した書信は、當然當時の文書傳達システムとリンクする存在である。また書信は公文書（or 官文書）と表裏一體の關係にある。ここで注目すべきは、くしくも本書刊行とほぼ同時期に、秦漢文書傳達システムに關する藤田勝久『中國古代國家と情報傳達——秦漢簡牘の研究——』（汲古書院、二〇一六年）、官文書に關する鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』（汲古書院、二〇一五年）、漢簡所見の用語に關する京都大學人文科學研究所簡牘研究班編『漢簡語彙中國古代木簡辭典』（岩波書店、二〇一五年）、富谷至編『漢簡語彙考證』（岩波書店、二〇一五年）があいついで刊行されたことである。また後漢末や三國時代の簡牘の形狀に關しても窪添慶文・關尾史郎・伊藤敏雄らの吳簡研究會のメンバーによる研究が積み重ねられてゐる。關聯研究は中國・臺灣・韓國・歐米圏でも近年續々と刊行されている。いずれも精度の高い研究成果であり、今後はこれらの成果を本書とすりあわせる作業がつけられねばなるまい。

以上、五點にわたり、評者なりに本書の學說史的意義を論じた。そこから窺えるのは、本書のテーマがちやうど現在の學界動向の流れに棹さすものである點である。それは隣接する研究課題とのあいだに相乗効果を生んでいふように感じられる。以上をみるかぎり、學問にもやはり流行廢りがあり、本書は結果的にその波にうまく乗つたものと評せよう。さき

ほど評者は本書の専門的評價を専門家に委ねたいとのべたが、その一因は本書が上記の理由で少なからぬ専門家の注目を集めると豫想される點にもあった。だが全く私見を提示しないのも學術的書評の常に反するので、ここでは第六く第九の論點として、高村氏に胸を借りるつもりで蛇足ながら内容に關する私見の一部をのべたい。

第六。高村氏による公文書・公文書信的書信・書信の定義自體はわかるが、その實質的な分類基準（たとえば書信の分類基準とされる第二章所載の①く⑤）が十分條件なのか必要條件なのかやや判然としない。また本書二七頁所引の鵜飼氏の書信に對する定義との關聯も氣になる。高村氏は①く⑤（とくに①く③）のどれかを満たした例を書信としているようであるが、実際には公文書信的書信や書信風公文書なるものもあり、事例中に斷簡零墨も含まれる。よつて全事例が①く⑤の全條件を満たしているとも限らない。それを書信と一括しうるのか否か。また①は叩頭、白、再拜、母恙、幸甚などの書信用語の有無を條件としたものであるが、書信自體の定義を定めるまえに、叩頭、白、再拜、母恙、幸甚を書信専用の用語と認めてよいものか否か。それらの語を含む簡を書信とよぶとしても、そこから「書信（公文書信的書信を含む）」『公的權威もしくは公的權力の元に公的なものとして行なわれた意思表示ではない』という形式をとる意思表示手段」とまでいえるかどうか。「白」等の語を含む簡が當初は私的内容の文書によくみられ、のち公的内容の文書にみえるようになるとはいへても、それを「公文書信的書信の公文書化」と表現しうるのか否か。評者個人は以上の點が消化し切れていない。

第七。そこで注目すべきが當時の文書傳達システムである。評者は、鵜飼氏が「書信の傳達は公文書傳達システムによらず所用で赴く人物に託すのが一般的」と推測し、高村氏もこれに従っている點こそ（第三章注二）、書信と公文書を分ける第一の分岐點に相應しいと感ずる。現に『後漢書』袁安列傳には「從事因「袁」安致書於令。安曰「公事自有郵驛、私請則非功曹所持」。辭不肯受、從事懼然而止」とあり、公文書が國家的郵亭制度により傳達され、書信は官吏がついでに持參すべきものでないとの袁安の見解をしめす。もつとも本例は、その内容とはうらはらに、當時の官吏が兩者を混同していた實情を示唆する。すると公文書と書信は、書式・用語・字體の相異でなく、建前上はまず國家的郵亭制度を用い

るか否かで分けるべきで、官府遺跡出土の書信や公文書書信は當時倫理的にグレーな代物だったとみるべきではないか。今後は、この点と後漢時代における請託の横行とを關聯づけることで、政治史や社會史との聯動も可能になると期待される。

第八。つづいて注目したいのが封泥の有無である。評者としては、かりに公文書と書信の嚴格なる區別が當時存在したとすれば、封緘の有無や、公印と私印の違いが判斷基準の一つになり得ると推測する。一般に書信簡は封檢を用いないとも推測されているが（鵜飼説）、『藝文類聚』人部言志引「答陳思王曹植書」に「信到、奉所惠贖、發函伸紙」とあるように、封緘された書信もあり、その場合は私印を用いたのではないか。公印・私印・封泥・封檢の問題を考えるには王國維『簡牘檢書攷』以來、日本でも栗原朋信・尾形勇・江村治樹・松村一徳・阿部幸信・陳波・谷豊信諸氏の研究などが参考になる。冊書が公文書に用いられやすい理由も、「意識の問題」というより、冊書が封泥による封緘を前提とする形状で、より機密保持に向いているからではないか。とはいえ封泥や印璽の研究はなお不十分で、是非は今後に期待せざるを得ない。

第九。本書において簡牘が籌木として再利用された点を重視している点は面白く、日本木簡學の籌木關聯論文（本書所引）のみならず、周連春『雪隱尋蹤 廁所的歴史・經濟・風俗』（國家出版社、二〇一〇年）などをふまえた議論展開が今後期待される。よく考えてみればトイレトペーパー出現前に籌木はおしりを拭くのに必須で、紙の出現後にもその状況はすぐには變化しなかつたろう。すると使用後に籌木ともなる木竹の簡牘の利便性は想像以上で、これも紙出現後すぐに簡牘が淘汰されなかつた一因かもしれない。これは日常史的に興味深い論題である。

以上本稿では、本書の意義を評者なりに押し廣げて考え、蛇足ながら數點の私見を附記した。本書はきわめて専門的で、他分野の研究者に開かれているとはいいがたいけれども、その細部にはさまざまな興味關心へとつながる種が埋まっている。とくに本書では秦漢時代の書信が一定の書式を有する點が論じられており、唐代書儀の存在を経て、現代にも通ずる

話で面白い。ずばらな評者は今もなお手紙の書き方を熟知しておらず、適宜手紙の書き方に關する書籍等を参考に手紙を書いてはいるが、中國古代に官吏のあいだでかくも書信の書き方が忘却されずに代々傳えられてきたのにはいかなる背景があったのか。當時すでに書儀的なものがあり、廣く流布していたのであろうか。我々は歴史上の識字率を問題にするさいに文字の多寡を基準にすることがあるが、あらためて文字數の多寡では計りきれない「知」のあり方（上述の書信の書式などをふくむ）を考えさせられる。このように本書をはじめ、近年の簡牘學の高まりは異様なほどで、いまや傳世文獻に關する研究のほうに稀少になりつつある。今後簡牘史料の激増が見込まれる以上、少なくとも二一世紀前半の中國古代史研究の中心が簡牘研究に置かれることはほぼ確かであり、本書のような簡牘學的な簡牘研究が今後の大きな柱のひとつになつてゆくであらう。

ただしその一方で、最後に蛇足ながら、評者自身は激増する簡牘史料の波にのまれながらも、宮崎市定「歴史學の實證性」（『宮崎市定全集23 隨筆（上）』岩波書店、一九九三年）の次の言がなお心の片隅に引っかけかかっている點に言及しておきたい。「歴史家というものは、歴史學は實證的科學なりという建前を忠實に守つて、實證のできそうな範圍に問題を探してその考證に浮身をやつしているのです、たまたま議論の分れる所は、歴史家の能力の限界を示すことになつてゐる。能力の限界を知ること、そして一步でもこの限界を前進させることが科學の重要な任務であることは言うまでもない。併しながら同時に世上から歴史學が忘れられ、無用視される危険があるのも、實はこの點に掛かっている。世の中の問題は日に月に變化進展する。歴史家は自分で問題を提出し、自らそれに答えて満足し、世人がもつとも知りたいと思ふ問題には恐れて手を出そうとしない」と。むろん本書はまぎれもなく良質な専門書であり、近年の簡牘學の發展も目をみはるものがあるけれども、同時に評者は宮崎氏の指摘をうけ、簡牘研究の果てに見える歴史像がどのような現代的意味をもつのかにも絶えざる關心をもつ。これこそが二一世紀前半（簡牘が陸續と出土する世界）を生きる中國古代史研究者に課せられた固有の問題のひとつであるように思える。

ともあれ以上のべてきたように、本書は専門的であると同時に、読者にさまざま論點を考えさせるきっかけとなる良書である。もとより評者個人はいかなる書籍でも、そこからどれだけ自分にとって意義ある論點をくみ出せるかが重要だと考えており、本書評もそのような視點から執筆したが、ともかくこれを機に本書を手取る読者が少しでも増え、當該分野の研究の發展を後押しすることができるならば、本書評の役目は果たされたと満足すべきであろう。あるいは誤讀や曲解も含まれているかもしれない、その點は高村氏にご海容を願うほかないが、それも含めて讀者のご高見を仰ぐ次第である。

二〇一五年一〇月 東京 汲古書院
一二種 六十三六四十二頁 一〇〇〇〇圓十税